

◎新潟県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、新潟市民病院の職員が結成し、又は加入する新潟市民病院職員労働組合について、新潟市民病院の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成29年12月20日次のとおり認定した。

なお、平成20年新潟県労働委員会告示第3号は廃止する。

平成30年1月5日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

勤務箇所	役職名
新潟市民病院	管理者 院長 副院長 部長 副部長 センター長 副センター長 科部長 科副部長 室長 科長 事務局長 事務局次長 課長 課長補佐 管理課総務係長 管理課職員係長及び職員係 の職員 管理課労務改善対策室長及び労務改善対策室の職員 経営企画課企画財務係長